

2022年6月定例会・一般質問と市長答弁（一問一答）

1. 優良な開発と良好な景観～信濃川沿岸地区の良好な景観形成について
2. 乳幼児の不慮の事故防防止について

1. 優良な開発と良好な景観～信濃川沿岸地区の良好な景観形成について

私は2021年2月議会において、初めてこの問題を取り上げました。この時期、信濃川沿岸地区の建物の高さ50m規制の緩和を本市が景観審議会に提案したことを知り、高さ規制緩和は慎重であるべきという立場で質問しました。あれから1年4カ月、本市は「都市再生緊急整備地域」の認定を受け、新潟駅周辺から万代・古町をつなぐ都心軸周辺エリアを「にいがた2キロ」と命名し、容積率の緩和、大規模再開発への税制面での支援などの他、緑化やデジタル化の促進・オフィス整備など、賑わいのあるまちづくりに力を入れています。現在、景観審議会において、「開発と景観」その両立について議論が行われています。私は今回、改めて萬代橋、その周辺のやすらぎ堤を含む水辺空間の開発と景観について議論したいと考えています。最初に、萬代橋の価値を共有しておきたいと思います。

アとして、萬代橋の歴史と価値、本市における優位性をお聞かせください。

（1）萬代橋について

ア 萬代橋の歴史と価値、本市における優位性について

■市長

石附幸子議員の質問にお答えします。

現在の萬代橋は昭和4年に竣工した3代目の橋で、大河津分水の通水により信濃川の川幅が縮小したことにより、永久橋として架け替えが実現したものです。萬代橋は機能・強度・美しさを兼ね揃えた橋であり、橋梁デザインの歴史上の価値と、建設当時の技術的達成度を示す遺構としての価値が評価され、平成16年に国の重要文化財に指定されたものです。萬代橋と信濃川の広い川幅と緩やかな勾配の堤防や緑豊かな開放的な空間は、本市を代表する景観の1つであると考えています。

今、市長のお話のように、信濃川と萬代橋の特徴はまちの中心にある川の風情です。萬代橋は近代的橋梁美と建設当時の最先端技術が評価され 2004 年に日本橋に次いで 2 番目の国指定の重要文化財となりました。日本一美しい橋で、今後これ以上の橋が作られることが無いと言われていています。また、信濃川下流の特徴は高い堤防にさえぎられていないため都市河川として遮蔽間のない素晴らしい景観を作り出しています。全国初となる「5 割勾配」（高さ 1：長さ 5）が採用され、堤防の高さは平均で 2m、幅は広い箇所 15m を有するなど、やすらぎ堤は全国に誇るべき新潟のシンボリック的存在で、水辺空間を楽しむ憩いの場所となっています。今年 6 月 25 日にミズベリングがオープンしますが、水の都にいがたの価値をさらに高めるものと思っています。イとして、都心軸と自然軸の結節点に位置する萬代橋の位置づけについてお聞かせください。

イ 都心軸と自然軸の結節点に位置する萬代橋の位置づけについて

■市長

萬代橋周辺のエリアは、信濃川とやすらぎ堤や万代テラスなどの、既存資源を活かした魅力的な水辺空間を形成することとしています。萬代橋周辺では、本市の夏の風物詩として定着してきたミズベリングや、低層部の商業利用やオープンカフェなどにより賑わい創出を促進するとともに、体験型、時間消費型の都市機能を強化することで、萬代橋を中心とした信濃川の魅力を最大限に活かし、新潟都心の魅力を発信するエリアであると考えています。

萬代橋とやすらぎ堤を備えた信濃川の景観は本市の財産であり、その価値を最大限生かし賑わいが創出できれば、さらにその価値が上がってくるものと思います。

次に（2）新潟市景観計画に話を移します。本市は信濃川沿岸地区を、景観計画において「特別区域：信濃川本川大橋下流沿岸地区」に設定しました。特別区域に設定された経緯を含め、「特別区域」の基本方針と景観形成基準についてお聞きします。

(2) 新潟市景観計画に基づき信濃川沿岸地区を「特別区域：信濃川本川大橋下流沿岸地区」に設定した経緯について

ア 「特別区域」の基本方針と景観形成基準について

■都市政策部長

新潟市景観計画では、萬代橋を活かしながら、信濃川の対岸や水上から見て、開放感のある景観づくりを進めることを方針としており、この地区での建築に際しては、高さを50メートル以下とすることや、背後の街並みが見え、長大な壁面を避けるよう努めることなどの景観形成基準を定めています。

現在、規制緩和の対象になっている「高さ」について、景観計画では「スカイラインの連続性を保つため、高さ50m以下とする」となっています。スカイラインの連続性へのこだわりと、50mに設定した理由についてお聞かせください。

イ 50mの「高さ制限」を設定した理由について

■都市政策部長

信濃川沿岸の周辺においては、平成15年頃から、既存の建物より突出した高さの建築計画が申請され始めたため、建築主に対し周辺との調和の観点から、建物の高さを抑えるよう要請しました。

しかしながら、高さ制限の数値基準を持たない行政指導では限界があるため、平成16年に国の景観法が施行されたことを契機に、平成19年に一定の法的拘束力を持つ景観計画を策定し、これにあわせ、建物の高さを50メートル以下とする景観形成基準を設けました。高さ制限については、信濃川沿岸地区内の建物の高さが概ね50メートル以下であったことや、土地利用に制限を加える観点からも、影響が少ない数値と考え、この基準としたものです。

景観計画ができたのが2007年、新潟市が政令市になった年ですが、その前の2004年に萬代橋が重要文化財になり、その頃に景観に関心を持つ市民団

体が萬代橋景観フォーラムなどを行っています。景観審議会では多くの時間をかけて議論されたと聞きますが、どのような議論がされていたのでしょうか。

ウ どのようなことが議論されていたか

■都市政策部長

平成19年度の景観計画策定時の景観審議会では、「場所によっては、もっと高さを下げるべきでは」「都市計画で高い容積率を定めているエリアで、高さ制限をするのは景観法の趣旨に適合するのか」「50mの壁面が建ち並ぶ可能性があるのでは」「空地や緑化など都市に貢献する提案であれば、もっと高くても良いのでは」など、様々なご意見がありました。

次に、(3) 都市再生緊急整備地域における開発と信濃川沿岸地区の景観に話を移します。

今般、3月30日に行われた第31回景観審議会において、本市は50mの高さ制限の緩和を、特別区全域から、都市再生緊急整備地域と重なるエリアに絞って行うことを提案しています。2021年2月に行われた第29回審議会、8月に行われた第30回審議会における提案と異なりますが、どのような意図で修正されたのか、まず、アとして、信濃川沿岸地区の開発と50m高さ制限の緩和の意図・根拠・影響についてお聞きします。

(3) 都市再生緊急整備地域における開発と信濃川沿岸地区の景観について
ア 信濃川沿岸地区の開発と50m高さ制限の緩和の意図・根拠・影響

■都市政策部長

国が定める「河川景観ガイドライン」に基づき、高さ制限を緩和する一方で、新たに空地を創出することから、開放感に関しては著しい悪影響は無いと考えています。

また、現在検討している高さ制限の緩和は、オープンスペースの創出や緑化の推進など、都市再生緊急整備地域の整備方針に掲げる取り組みを併せて行うこととしており、良好な景観の形成と質の高い開発を両立させることで、開放感を感じ、緑と賑わいがあふれる空間づくりを進め、新潟都心の価値や魅力を一

層高めることを目指したいと考えています。

景観を守る「特別区域」から開発を進める「都市再生緊急整備地区」に重きを置いたということでしょうか。第31回景観審議会において、この点が大きく議題となり、慎重論もかなりあったと認識しています。緩和することについての新潟市景観審議会での主な意見についてお聞かせください。

イ 緩和することについての新潟市景観審議会での主な意見について

■都市政策部長

今年3月に開催した景観審議会では、高さ制限を見直すエリアを、信濃川沿岸地区全体から、都市再生緊急整備地域内と重複するエリアに限定することを提案しました。これに関しては「妥当である」や「さらにエリアを細分化して検討してはどうか」「エリアを狭めすぎではないか」などのご意見をいただいています。

また、緩和する高さの数値については、建物の横幅に応じて高さを緩和することを提案し、これに関しては「緩和する高さの上限は決めるべきではないか」「信濃川に近い場所は低く、奥は高くしてはどうか」などのご意見をいただいています。

審議会でもいろいろな意見が出ていることは承知していますが、私は50m高さ制限は維持すべきであると考えています。その点から何点か質問をします。今回、規制緩和の対象と提案されています地区には、朱鷺メッセ141m、ホテルオークラ新潟61m、そして万代シティ付近には50mを超えるマンションが2棟建っています。これらは、景観計画策定以前の建物ですが、今後建て替えなど考えられますが、その際、既存の建物について高さに関する考え方をお聞かせください。

(4) 50mの高さ制限を維持すべきと考える

ア 景観計画策定前の50mを超える既存の建物についての考え方

■都市政策部長

現在の景観形成基準では、高さを基準内に抑える一方で、幅の広い建築物が建てられる傾向にあります。このため、高さ制限の緩和も含め、オープンスペースの確保や緑化の推進など、優良な開発と良好な景観の形成を両立させ、新潟都心の価値や魅力をより一層高められるような、より適切な基準のあり方について検討しているところです。

ホテルオークラ新潟は高さ 61m ですが、建て替えに関しては 50m 規制にかかわらず、61m まで可能ということで検討しているということですね。

さて、本市の提示する 50m 高さ制限の見直しの考え方は、「長大でのっぺりとした壁面、圧迫感のある壁面を避けるため」であり、隣棟間隔（隣との間隔）や空地・緑地の確保によって、高さを 1.5 倍の 75m、2 倍の 100m、3 倍の 150m、上限はないので、さらに高い建物が建つ可能性も否認しません。長大な壁面を避けるために高層化するが、細長い壁面が高くそびえ建つことを容認するということになります。

先ほど市長も「萬代橋の歴史と価値、本市における優位性」について答弁されていましたが、景観計画により萬代橋を生かした景観づくりを本市は進めてきたわけです。

このように考えると、長大な壁面を避けるための高層化には合理的な妥当性があるのかはなはだ疑問です。景観を守るというよりも、脅かす（壊す）のではないかと危惧します。

イ 長大な壁面を避けるための高層化には妥当性があるのか

■都市政策部長

都市計画において土地の高度利用を図る商業地域となっている萬代橋周辺は、昨年 9 月に国から都市再生緊急整備地域の指定を受け、民間提案による質の高い開発の誘導を目指すエリアとなっています。

このエリアにおいて、50メートルの高さ制限に加え、さらに壁面の長さ制限を行うことは、土地利用の自由度や容積率の実質的な低下などに影響するため、地権者の合意形成を図ることは困難であると考えています。

【再質問】

特別区域の基本方針・基準に、意匠（デザイン）については「対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観となるよう努める」と設けられています。現存するいくつかの長大な壁を持つ建物は、この基準は生かされていませんが、基準があるにもかかわらず、なぜそういうことになるのでしょうか。

■都市政策部長

新潟市景観計画の景観形成基準として、高さにつきましては50m以下に制限するという一方で、長大な壁面を避ける、また、解放感と広がりのある景観形成といった部分につきましては、努力規定となっておりまして、可能な限りの行政指導で対応してきた中ではございますが、結果的に今のような状況に至っているということでございます。

【再々質問】

高さに関しては「50m以下とすること」と定量基準として数字を示し、それはみんな守っているわけです。しかし「萬代橋の景観と調和するよう努めるように」と言葉だけの定性基準では、強制力がないということですね。提案ですが、長大な壁面を避けるためには、例えば、幅を絞って奥行を伸ばす、壁面の長さや見附面積の定量基準（数字）を定めることができると思います。この点についてどのようにお考えかお聞きします。

■都市政策部長

敷地の形状により条件は異なってまいりますが、50mの高さの制限に加え、さらに壁面の長さも制限を行うということは、土地利用の自由度や、容積率の実質的な低下につながる恐れがあり、関係地権者の合意形成を得ることはなかなか難しいのではないかと認識しております。

今回の本市の提案では、50mを超える場合は「横幅・緑化・高さ」の基準にデザインなどに関する定性的基準を加え、さらに「良好な景観形成に資するものであるか、個別に審査する」ことにしました。

具体的には、建設計画の手続きは事前に個別審査として新潟市景観アドバイザ

一等に意見を聞き、それを景観審議会にあげて総合的に審査し、これを市長が判断するので、景観を損なうような建物は建たない、と説明されていますが、私は疑問です。

準備段階であったとしても、大まかな設計をした上で動き出しているため、景観アドバイザーの意見や景観審議会の諮問によってどれほど変更が可能か、大変難しいのではないかと考えます。

50m を超える建設計画の事前相談・一件審議はどこまで機能できるか、その点についてお聞きします。

ウ 50m を超える建設計画の事前相談・一件審議はどこまで機能できるか

■都市政策部長

50メートルの高さ制限を緩和する場合に実施する個別審査については、他都市の事例などを参考に事前相談制度をルール化することを考えています。施設的设计内容が決定する前の段階から、建物の配置計画、平面計画などについて、建築主との協議を進めていく枠組みとし、事業計画などに大きな影響が及ばないような審査の枠組みを検討しています。

今回の高さ制限の緩和は75m、100m、150m、それ以上までの高さを可能するものですが、そこまで大幅に緩和することは、本市が何を大切にまちづくりを進めてきたのか、その理念を見失ってしまうのではないかと考えます。

都市再生緊急整備地域に認定された今、改めて、景観計画の理念「優れた景観は広範な人々の絶え間ない努力と創意の積み重ねの上に、長い年月を費やして作り出されるものであることから、長期的で総合的な視点で取り組む」に立ち再開発を進めるべきと考えます。改めてこの点についてお聞きします。

エ 「景観計画」の理念に立ち返る

■都市政策部長

新潟市景観計画では、良好な景観形成の「実現に向けた基本姿勢」として、先人がつくり上げてきた優れた景観を「まもり」「そだて」、さらに新たに優れた景観を「つくり」、次代に伝えるとともに、「長期的で総合的な視点で取り組む」

ことを定めています

信濃川沿岸地区の景観計画の見直しにあたっては、この基本姿勢を踏まえつつ、萬代橋や信濃川、やすらぎ堤の景観を守りながら、新たなニーズにも対応した優れた景観づくりに向けて総合的な視点で取り組んでいきます。

【再質問】

仙台市では今年度、景観計画が改定され、中心部でビルやマンションなどを建設する際、高さ制限を緩和する代わりに「空地」の景観形成に乗り出しました。確保された空地を「公共的空間」と位置付け、ベンチや植栽の配置などを条件に追加します。本市においても同様の誘導策を取っています。ただ、高さの緩和は+10m~20m であり、広瀬川周辺は広瀬川の清流を守る条例により緩和措置は適用外となっています。全国的にも本市の様な 3 倍以上、100m 以上の緩和を認める景観計画は存在しません。本市の高さ基準の緩和はあまりに唐突、極端すぎるのではないのでしょうか。この点についてどのように考えますか。

■都市政策部長

都市再生緊急整備地域の整備方針や、万代島地区将来ビジョンなどに照らし、都心部に相応しい高さの観点も含めました景観形成基準の在り方につきまして、引き続き新潟市景観審議会のご意見をいただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

萬代橋と信濃川の景観は本市のシンボルです。市民の共有財産としてどこから眺めてもその景観を楽しめる、まさにすくアイラインが維持されている必要があります。例えば、松本城、白鷺城の愛称で親しまれる姫路城、京都の大文字山等々、それらは高さ制限により景観が保全され、どこから見ても本当に美しく感動します。高さの制限緩和は慎重であるべきです。

さて、仙台市景観計画では市全域を、「自然景観」と「市街地景観」に大別し、8つのゾーンを設定し、ゾーン毎の特性に応じて、良好な景観形成の方針に基づき取り組みを進めています。このように、「都市再生緊急整備地域」と「にいがた2キロ」の重なる地域を一括に議論するのではなく、エリアに分けてより丁寧に議論する必要があるのではないかと考えています。今後の合意形成の在り

方について、改めて萬代橋の景観ビジョンを萬代橋東詰エリア、西詰エリア、万代島エリアの3つに分けて考える必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(5) 今後の合意形成の在り方について

ア 改めて萬代橋の景観ビジョンを萬代橋東詰エリア、西詰エリア、万代島エリアの3つに分けて考える

■都市政策部長

今年3月の景観審議会では、都市再生緊急整備地域と重複するエリアにおいて、一律の景観形成基準を提案したなか、審議委員からは「萬代橋周辺と万代島では地区特性が異なることから、更にエリアを分けて検討してはどうか」など、エリアの細分化に関するご意見もいただいています。

議員ご提案のエリア分けも含め、良好な景観形成に向け、さらにきめ細やかな基準のあり方について検討を行い、議論を深めていきたいと考えています。

【再質問】

3つのエリアはそれぞれ特徴となる顔を持っています。新潟駅から信濃川に向かう東詰エリアは万代シティの賑わいがあります。メディアシップも興味深い建物で、川岸から100mの特別区域内は高さ規制地域ですので4階の屋外テラスまでとし、規制が外れた部分から20階建て105mの高層ビルとなっています。

万代島エリアは佐渡汽船発着所、新潟西港に隣接する地域ですので、港らしさを感じさせ、朱鷺メッセと柳都大橋は、新潟の新たなランドマークとなっていると思います。

西詰エリアは古町、下町、西大畑、花街など歴史的資産の集積する新潟島の入り口です。特にこの地域は湊町文化が息づき、歴史まちづくり法の制定の動きが加速している地域です。こうした、エリアごとの特徴を盛り込んだ【萬代橋の景観ビジョン】を考え、それをもとに再開発をする時期ではないかと思えます。

私がここで押さえておきたいことは、再開発をして都市の新しい姿を求めると、再開発する地域についてそれぞれの地区の特性や歴史に配慮し、より細やかなビジョンを議論し共有することは、決して対立するものではないこと、むしろそれは再開発の結果をより永続性のある、それだけ投資効果のあるもの

にしていくことだと考えますが、部長はこの点についてどのように考えるのか、改めてお聞きします。

■都市政策部長

今ほど議員からご指摘いただきましたとおり、優良な開発と良好な景観の形成を両立させていくことで、新潟都心の価値や魅力をより一層高められるよう取り組んでいくことが何よりも重要であると考えております。

今回、高さ制限の緩和を進める1つのきっかけが、新聞等でも報道がありましたが、ホテルオークラ新潟が日生ホールディングに売却され数年後には再開発される、ということではないかと思っています。

誰もが、優良な開発と良好な景観を求めているわけですが、審議会の更なる熟議、市民の意見の反映、関心を持つ市民や有識者を交えた十分な検討と議論を深める必要があります。どのように行っていくのかお聞きします。

イ 市民の意見の反映、関心を持つ市民や有識者を交えた十分な検討と議論を深める

■都市政策部長

信濃川沿岸地区の景観は、市民共有の財産であることから、景観審議会の議論をより深めていくことを目的として行う、無作為抽出による市民アンケートや、計画の改正前に実施する予定のパブリックコメントなどを通じて、広く市民の皆様のご意見をお聴きしながら、景観計画の見直しを進めていきたいと考えています。

【再質問】

アンケートを実施するのであれば、新潟市民にとって「萬代橋がどのように意識されているか」、分かりやすく問う質問項目が必要と思います。例えば、萬代橋が国の重要文化財であることを知っているか、萬代橋の周辺の景観に関心があるか、どのようなイメージを好ましいと思うかなど、いかがでしょうか。

■都市政策部長

具体的なアンケートの内容につきましては、これから検討事項ということになりますが、今ほどの議員からのご指摘も踏まえつつ、萬代橋が国指定の重要文化財であることや、本市を代表する景観の一つであることをお示ししながらアンケートなどを実施し、広く市民の皆さまからご意見をお聞きしていきたいと思っております。

是非ご検討いただきたいと思います。多様な意見の集約としてアンケートは有益と考えますが、一方で景観計画の策定にかかわった方々や、万代橋の景観について考え続けてきた方々の意見は十分に尊重すべきと考えます。

河川空間はそこに住む人、建物を利用する人など一部の人のものでなく、地域の風土と文化を形成する重要な要素であり、市民みんなのもの、新潟特有の財産と考えます。取り返しのつかない結果を招くことのないよう、拙速に進めることなく、多様な意見を聞いて合意形成を図ってほしいと思っております。

2. 乳幼児の不慮の事故防防止について

先月5月25日、1歳半の男の子が、車内に置き去りにされ、熱中症の疑いで死亡しました。この日は最高気温が30度以上を記録する暑い日でした。大変気の毒な事件で、亡くなった子どものご冥福を祈ります。報道では気が動転したお父さんが子どもを抱いて大声を出していたとありましたが、様々な事情と不注意が重なった事とはいえ、こうした事故は未然に防がなければなりません。子どもの安全については、2000年に道路交通法が改正されてチャイルドシートが義務化になり、車に乗る子どもの死亡数は大きく減少しました。

また、「こんにゃく入りゼリー」の窒息死亡事故、ボタン電池を飲みこんでしまう危険な事故も注意喚起が促されています。

不慮の事故は意図的な傷害行為ではありません。「不慮の事故」の定義は「急激かつ偶発的な外来の事故」で、転落・転倒、窒息、誤飲、やけど、挟む・切る、溺水、熱中症、感電などがあります。

厚労省の2020年「人口動態調査」によると、子どもの不慮の事故死は子どもの死因の上位を占めています。0歳児では4位124人、1～4歳児では2位

の148人、5～9歳では第1位の134人、10～14歳では92人で、その数は500人に上り、毎日1人以上の子どもが不慮の事故で亡くなっていることとなります。

救急搬送されたり、急患診療センターを受診する事故も、頻繁に起きています。そこでまず本市の救急搬送される子どもの状況をお聞きします。

(1) 乳幼児の不慮の事故の概要について

■消防長

本市における乳幼児の不慮の事故による救急搬送者数は、令和元年から令和3年までの平均で、年間約400名となっています。事故原因としては転倒・転落が約7割で最も多く、次いで交通事故、誤飲・窒息、やけどの順となっています。事故発生場所は、住宅が6割以上を占めるほか、商業施設などの公衆が出入りする場所、道路の順となっています。

市民病院の小児救急外来受診件数は0歳から6歳までは1,013件でその3分の1の321件が不慮の事故によるものでした。また救急診療センターでは6歳までの不慮の事故による受診は750件となっています。消防長からの数字と重なる部分もありますが、概算では年間1000件ほどの不慮の事故による受診が行われていると推定されます。

子どもの不慮の事故防止の分野で第一人者の小児科医の山中龍宏（たつひろ）さん（1985年プールの排水溝に吸い込まれて死亡した中学生を看取ったことから事故防止の取組みを始め、2014年に「全ての子どもを予防できる傷害から守りたい」と「セーフキッズジャパン」を設立）は、死亡1件に対し、死亡に至らない事故による傷害の発生頻度は、1～4歳児では、入院を必要とする傷害65件、外来受診を必要とする傷害4500件、家庭で処置を必要とするような傷害10万件、無処置で様子を見る傷害19万件と推定されており、毎日膨大な数の傷害が発生している、と語っています。

山中さんは「子どもが事故に遭遇しやすい理由は『発達』するからである」と言っています。昨日まで寝返りできなかった子どもが、今日、寝返りをしてベッドから落ちる。ハイハイしていた子がかままり立ちをしてテーブルクロスを

引っ張って上にあったポットの熱湯をかぶってしまうなどです。山中さんは「子どもの事故は、何歳になったら、どんな事故が起こるかはわかっており、多くの場合、予防可能な事故である」と言っています。そこで、本市の現在の取り組みについてお聞かせください。

(2) 不慮の事故防止の現在の取り組みについて

■こども未来部長

本市では、出世届時のほか、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診など、保護者にお会いする機会を捉えて、お子さんの成長に応じた事故予防のポイントなどを記載したパンフレット類をお渡しし、不慮の事故防止について周知しています。

また、2から4か月児を対象とした股関節健診時などには、市消防局が作成した、コンパクトに折りたためる独自のリーフレットも配布しています。

そのほかにも、区役所の地区担当保健師が、子育て支援センターなどで、熱中症

予防や事故防止に関する講座を開くなど、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援に取り組みながら、不幸な事故に遭遇するお子さんが生じないよう、啓発に努めています。

配布だけではもったいない。たくさんのチラシに紛れて見ないかもしれません。チラシやリーフレットを渡しながら、具体的な声かけや親御さんの心配や疑問に答え、事故防止の安全グッズを見せるなどで、危険防止の知識が身き、不安も軽減すると思います。

予防・啓発の強化として、健診時等で具体的な声かけが有益と考えますが、それについての所見をお聞かせください。

(3) 予防・啓発の強化について

ア 健診時等での具体的な声かけ

■こども未来部長

こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの母子保健事業においては、啓発用

のパンフレットをお渡しするだけでなく、例えば、行動範囲が広がってきた頃の注意点や真夏の熱中症予防など、成長発達や季節ごとに想定される不慮の事故防止について、必要に応じて具体的に説明を行うよう努めていきます。

私は餅をのどに詰まらせた死亡事故を身近に見たものですから、もし子どもがこんな時はどう対処したらいいのかと思い、子どもに関する応急手当講習会を受講しました。講習は乳幼児の心肺蘇生法や AED、異物除去法、止血法などがあり、大変勉強になりました。

子どもと接する職種の方や保護者の方々に受けていただき不慮の事故防止についても同時にお伝えすることができればと考えますが、取り組みについてお聞かせください。

イ 応急手当講習等での取り組み

■こども未来部長

本市では、乳幼児に特化した市民向けの応急手当講習会を定期的を開催し、令和元年度から令和3年度までの平均で、年間約450名の方が受講しています。講習会では、心肺蘇生法や窒息時の対処法を身につけてもらっており、「乳幼児の不慮の事故防止」に関するリーフレットを配布しているほか、ホームページやフェイスブックなどを活用し、市民への周知を図っています。今後も応急手当講習会などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発に努めていきます。

交通事故をのぞくと、事故発生場所は家庭内がほとんどです。家の中で起こるのが子どもの不慮の事故の特徴です。

例えば「溺死事故」は2016年から2020年の5件間で278件でした。その1位は、水難事故ではなく、浴槽での溺水で131件です。乳幼児は水深5センチでも溺れることもあります。予防策は、お風呂の水は抜く、浴槽の周りに踏み台になるようなものは置かない、浴室にカギをかけるなどです。

5年程前に北九州市の「子育てふれあい交流プラザ 元気のもり」を視察しました。そこは、本市のこども創造センターのような大規模な子育て支援施設で、私が関心を持ったのが「セーフキッズスペース」です。

エントランスを入れてすぐ右側に、リビングルームやキッチンなど日常の生活空間を再現した部屋があり、家の中を子どもの視点で眺め、危険は×、安全対策には○の張り紙がありました。例えば、居間では乳幼児の口に入るものは置かない、コンセントにカバーをする、洗濯機の蓋をロックする、階段にはベビーゲートを付ける等々、不慮の事故から守る方法や工夫が具体的に学べます。年間 1 万人を超える人が訪れているそうです。

本市においても、例えば、こども創造センターは、入場者はコロナ禍でも年間約 14 万人、月 1 万人も訪れる人気の施設です。こうしたセンターの 1 画にセーフキッズのコーナーがあれば、子育て中の親への知識の提供になると考えます。本市においても既存のこども施設等での設置を検討してはいかがでしょうか。

(4) セーフキッズスペースなどの設置について

ア 既存の子ども支援施設等での設置について

■こども未来部長

多くの親子連れが集まる子ども支援施設には、常設の設置が可能なスペースはありませんが、視覚や体感による啓発の取組みは重要と考えます。

こども創造センターなどで実施するイベントの機会を捉えて、事故防止の啓発も検討していきます。また、新潟市公式 LINE やにいがた子育て応援アプリを活用して、乳幼児の保護者を対象に、視覚に訴えるような工夫をしていきます。

取り組みを注視していきたいと思います。なお、北九州市の他にも、京都市には、子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」、豊島区ではこども事故予防センターがあり、愛知県ではあいち小児保健医療総合センター内に設置しています。本市も近い将来そうしたスペースが設置されることを期待します。

その他にも、親子でにぎわう大手ショッピングモール、赤ちゃん用品を預かる店舗など、商業施設や民間事業者との連携も効果的と考えます。民間事業者では乳幼児の不慮の事故を防ぐ安全グッズも取り扱っていますし、民間ならではの様々なアイデアをお持ちですので官民連携で進めることはできないでしょうか。

イ 商業施設や民間事業者との連携について

■こども未来部長

大型商業施設などで民間事業者と連携した子育て関連のイベントを実施する際は、可能な限り、事故防止の啓発も取り入れていきます。

【再質問】

連携には小児科医の存在が欠かせません。アメリカの子ども病院に勤務したドクターが話されていました。子どもが1歳になった親に聴くことがあるそうです。チャイルドシートに乗せてきたか、お風呂の水は抜いてあるか、庭のプールの入り口にカギがかかっているか等々。アメリカでは小児科医は子どもの権利と安全を守るアドボケーター（代弁者）役割を担っているということでした。

また、事故の中には虐待によるものもあるため、小児科医との連携は欠かせないと思います。小柳こども未来部長は長く児童相談所長でいらしたので、こうした点について所見をお聞きします。

■こども未来部長

現状でも小児科医や関連団体から状況に応じ、アドレスを頂いているのは承知をしているところですが、それぞれの立場から働きかけを行うことは重要と思っていますので、今後も必要に応じて情報共有を図っていきます。

子どもの不慮の事故防止にはいろいろな部署、民間事業者や団体、医療機関との連携が必要です。こうした連携の元、是非、近い将来本市において、セーフキッズのスペースが設置されることを求め、質問を終わります。